

## 徳島県情報公開審査会答申第174号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の行った公文書部分公開決定において非公開としたもののうち、「○○○土地改良区議長及び議事録署名人の氏名」については公開すべきである。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

平成28年5月2日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して、次の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (1) 県が○○○土地改良区に指導、聞き取りの協議録（平成○年.○月）
- (2) H○.○.○（○○○土地改良区総代会）に関する県に提出された報告書、申請書含む

#### 2 実施機関の決定

平成28年5月16日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「平成○年○月○日（○）付け○○○土地改良区の運営に関する指導について（以下「本件公文書1」という。）」及び「平成○年○月○日付け○○土第3号決議事項報告書（以下「本件公文書2」という。）」と特定し、条例第8条第1号、又は第2号に該当するため非公開とする公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

平成28年6月1日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

#### 4 諮問

平成29年3月1日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり、速やかな開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、審査請求の理由は、次のとおりで

ある。

県は、議事録の表題票決数まで全部隠しているのは可笑しい。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、次のとおりである。

##### 1 条例第8条第2号の趣旨について

条例第8条第2号とは、営業の自由や事業者の社会的評価の保護の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

##### 2 条例第8条第2号の該当性について

審査請求人が公開を求めているのは、本件公文書2に添付の〇〇〇土地改良区（以下「本件土地改良区」という。）から県に提出された本件土地改良区の平成〇年通常総代会の議事録（以下「本件議事録」という。）である。本件議事録のうち会議の状況については、一般に内部管理の分野としてとらえられる情報で、本件土地改良区の意味にかかわらず公開することにより、本件土地改良区の自律性を不当に侵害するおそれがあるものである。よって、当該情報は、条例第8条第2号に該当するため、公文書部分公開決定としたものである。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件処分の妥当性について

###### (1) 本件の審査対象について

審査請求人は、本件議事録の表題票決数を含む、全てを非公開としている点について不服を申立てている。その申立てに対して、実施機関は、弁明書では本件議事録の会議の状況については、条例第8条第2号に該当するため非公開としているが、その他については特に言及していない。

当審査会では、本件議事録の会議の状況について、条例第8条第2号の該当性を検証した後、その他非公開とした部分について、その妥当性を判断する。

##### 2 本件議事録に係る処分の妥当性について

###### (1) 条例第8条第2号について

本号は、非公開とすべき情報について、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と定めている。

本号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業

を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

なお、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。

公にすることにより、権利利益を害するおそれがあると認められるものとしては、経営方針、財務管理、労務管理など一般に内部管理の分野としてとらえられる情報で、当該事業者の意思にかかわらず公開することにより当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれのあるものがある。

## (2) 条例第8条第2号該当の妥当性について

当審査会で見分したところ、本件議事録の会議の状況については、本件土地改良区の通常総代会における審議内容であり、本件土地改良区の運営方針、財務管理などの内部管理に属する情報が記載されていた。

内部管理の情報の取扱いについては、社会通念上当該法人等の自由が尊重されるべきであって、本件事案においても、本件土地改良区の意思にかかわらず公にすることは、本件土地改良区の自律性への不当な侵害となるおそれがあるものと認められる。

なお、審査請求人は、表題票決数を非公開としていることが不当であるとするが、票決数については、当該情報を公表しなければならない法令上の根拠や慣行もなく、本件土地改良区の内部管理の情報に該当すると認められる。また、表題については、本件公文書2の「承認及び決議事項」の議案名と一致しているため、非公開とする必要はないとも言えるが、表題のみを公開しても有意な情報とは認められず、会議の状況全体として内部管理情報に該当するとするのが相当である。

よって、本号本文に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

## 3 その他公開とすべき部分について

### (1) 本件公文書2について

#### ア 本件議事録の議長及び議事録署名人の氏名について

本件議事録に記載された議長及び議事録署名人（以下「議事録署名人等」という。）の氏名については、特定の個人を識別できることは明らかであって、条例第8条第1号に該当するものである。しかし、一般に土地改良区の議事録署名人等は、土地改良区総代会に出席した総代から選任されており、本件議事録の議事録署名人等も、本件土地改良区総代会に出席した総代から選任されている。本件土地改良区の総代の氏名は、〇〇市選挙管理委員会から既に告示され、公になっている情報である。また、土地改良区の総代が総代会に出席することは、職務遂行上当然の行為であるので、公開されたとしても、総代個人の権利利益を侵害するものではない。よって、当該情報条例第8条第1号の非公開情報に該当しない

ことから、議事録署名人等の氏名については公開すべきである。

#### 4 その他非公開とすべき部分について

##### (1) 本件公文書1について

###### ア 土地改良区職員及び総代の氏名について

実施機関は、本件公文書1の本件土地改良区職員及び総代の氏名については、条例第8条第1号の非公開情報に該当するとしている。条例第8条第1号では個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとしているところ、当該情報については、明らかに個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であると認められるものであり、上記3のような例外事項には該当しないことから、本号本文に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

##### (2) 本件公文書2について

###### ア 土地改良区理事長の印影

実施機関は、本件公文書2のうち、「平成〇年〇月〇日付け〇〇土第3号決議事項報告書」において、本件土地改良区の理事長の印影については、条例第8条第2号に該当し、非公開としている。条例第8条第2号では、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものは非公開とすることとされており、本件土地改良区理事長の印影を公にすることで、偽造されて第三者に悪用される場合があるなど、本件土地改良区の財産等を侵害するおそれがあると認められることから、本号本文に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

###### イ 議事録署名人等の印影について

実施機関は、本件議事録の議長署名人等の個人の印影については、条例第8条第1号に該当し、非公開としている。条例第8条第1号では、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開としているところ、当該情報については、明らかに個人に関する情報であって、公開されることで、特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、本号本文に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

###### ウ 本件土地改良区事務員の氏名

実施機関は、本件公文書2のうち、本件議事録目次において、本件土地改良区事務員の氏名については、条例第8条第1号に該当し、非公開としている。上記イと同様、当該情報についても、明らかに個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であると認められることから、本号本文に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

## 5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 3月 1日	諮問
平成30年 2月 21日	審議（第151回審査会）
3月 27日	審議（第152回審査会）
5月 31日	審議（第153回審査会）
7月 2日	審議（第154回審査会）

### 徳島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	
益田 歩美	弁護士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	